

## 「令和8年度 ZEH 施工技術講習会企画運営業務」 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、住まいのづくり手を対象とした ZEH の施工技術向上のため、実技を伴う講習会の企画運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項等を定めるものである。

長野県建設部建築住宅課

### 1 業務名

令和8年度 ZEH 施工技術講習会企画運営業務

### 2 業務目的

委託者が国に先駆け 2028 年度に実施する新築住宅の ZEH 水準適合義務化を見据え、県内工務店等の住まいのづくり手を対象に ZEH に関する知識や断熱等の施工技術習得のため、実技講習会を実施する。

### 3 実技講習会の内容

- ・ 下記内容は想定であり、(2)、(5)及び(6)については、契約後の協議により変更も可とする。

#### (1) 対象者

県内の工務店、大工、建築士など住宅の施工現場で働く「住まいのづくり手」

#### (2) 内容

- ①ZEH 水準の必要性と断熱性能等の理解【座学】
- ②断熱材の正しい施工方法【実技】
- ③気密の正しい施工方法【実技】

#### (3) 受講料

無料

#### (4) 受講者数

計約 100 名程度

#### (5) 実技用模型

大きさ：半坪程度（1820 mm×910 mm）

台数：6 台（1 会場につき最低 3 台）

#### (6) 講習会回数

- ①日数：3 日間
- ②1 日の構成：午前開始の部と午後開始の部の計 2 回実施
- ③場所：北信地域と中信地域の 2 会場
- ④回数：計 12 回

※参考計算：3 日間×2 部（午前・午後）×2 会場＝12 回

⑤講習時間：充填断熱（3時間）、付加断熱（4時間）

#### 4 業務内容

本業務では、業務目的を達成するため、以下に掲げる業務を遂行し、実技講習会の企画及び実施運営を行うものとする。

なお、業務の遂行にあたっては、委託者と緊密に連携して業務を行うものとする。

##### (1) 企画業務

業務項目	内容
ア 講習会実施計画の作成	
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針</li> <li>・実施体制（スタッフ、講師 等）</li> <li>・講習会内容（開催時期、回数、会場 等）</li> <li>・業務工程（準備期間含む）</li> <li>・安全管理（安全対策、緊急時の対応 等）</li> </ul>
告知計画	・様々な媒体を使った告知計画
上記以外でその他必要とする計画	
イ 制作	
講習テキスト	・講習会のテキストや資料の作成及び印刷
実技用模型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きさ：半坪（1820 mm×910 mm）程度</li> <li>・台数：6台（1会場につき最低3台の設置を想定）</li> <li>・1年間の保管料を含む</li> </ul>
告知資材	・告知計画に基づく告知資材の制作
上記以外でその他必要とする制作物の作成	

##### (2) 実施運営業務

業務項目	内容
ウ 会場設営	
会場設営・撤収	・会場設営、資機材運搬・搬入、撤収（処分を含む）
エ 運営	
実技講習会全体の運営	・講師の手配を含む
上記以外でその他必要となる運営	
オ 告知	
告知	・実技講習会の告知、受講者の募集
カ 記録	
記録写真撮影	—

#### 5 留意事項

- (1) 内容の検討にあたっては、講習会の趣旨を十分に勘案し、最適な計画を立てること。
- (2) 講習会の企画については、委託者との協議により決定することとし、提案内容がすべて採用にならない場合があることを承知すること。

#### ア 講習会実施計画の作成

- ・ 原則として、受託者が用意するスタッフのみで運営することを前提に計画すること。
- ・ 講習会は、座学と実技の両方の講習を実施することを想定するが、講習内容は模型を使用した実技講習を主とすること。なお、契約後の協議により、実技のみの講習とすることも可とする。
- ・ 講師の選定は受託者が行うものとし、講師派遣に係る旅費などの経費は委託料に含むものとする。
- ・ 講師は講習内容に関して十分な知識及び経験を有しており、資格や実務経験等照らし適切な者とし、選定にあたっては、委託者と協議すること。
- ・ 契約後の協議により、実技に係る協力団体を県から紹介することも可能である。
- ・ 講師は講習会 1 回あたり 2 名以上を配置すること。また、講習会を開催する会場で、講習内容に相違が無いように事前に打合せ等を行うこと。
- ・ 講習会の開催時期は、多くの受講者が集まるよう委託者と協議の上、適切な時期に開催すること。
- ・ 会場は受託者が用意するものとし、会場使用料などの経費は委託費に含むものとする。
- ・ 講習会実施や実技用模型の制作など、実技講習会の企画運営にかかる安全管理計画を作成すること。
- ・ 告知は様々な媒体を使用し、多くの受講者が集まるよう効果的な告知計画を作成すること。

#### イ 制作

- ・ 講習テキストは受託者が準備するものとし、印刷費など必要な経費は委託料に含むものとする。
- ・ 講習テキストの内容は、委託者と協議した上で決定すること。なお、委託者が所有する ZEH スタートブック等を提供し使用することも可能とする。
- ・ 全国木造住宅事業協会が作成した「令和 5 年度国土交通省補助事業 住宅省エネルギー技術常設研修テキスト」の借用も可能とする。使用方法等については、契約後の協議とする。
- ・ 実技用模型は受託者が準備するものとし、模型制作費及び補修費並びに講習会で使用する材料費などの経費は委託料に含むものとする。
- ・ 実技用模型は受託者が保管するものとし、本業務期間終了後から次年度の同様の業務開始までの期間（業務受託後 1 年間を想定）においても保管するものとする。なお、保管料については委託料に含むものとする。

#### ウ 会場設営

- ・ 会場設営に必要な物品は全て受託者が調達・設置するものとする。
- ・ 設営、撤収については、会場の規約・指示に従うほか、関係法令等を遵守して行うこと。

#### エ 運営

- ・ 運営側スタッフ及び受講者の安全管理を徹底し、作業時のヘルメットの着用や手袋の着用等、基本的な作業の安全対策を講じること。
- ・ 講師や受講者の傷害保険、損害保険や賠償保険など講習会に必要な保険の加入について準備、対応すること。
- ・ 講習後の断熱材等の材料の撤去や解体を行うこと。なお、処分にかかる費用も委託料に含むものとする。
- ・ 講習会場設営や撤去時を含め、清掃、ごみ処理を適切に行うこと。

#### オ 告知

- ・ 告知の開始時期は、委託者と協議した上で決定すること。
- ・ 告知により、他の所有権や著作権、肖像権を侵害しないこと。
- ・ 次に掲げるものへ告知は掲載しないように配慮すること。
  - 1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの。
  - 2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - 3) 人権その他他人の見地を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - 4) 政治性または宗教性のあるもの。
  - 5) 特定の主義主張を目的とするもの。
  - 6) 上記に掲げるもののほか、委託者が告知を掲載することが適当でないと認められるもの。

#### カ 記録

- ・ 記録写真については、業務完了報告の一部とすること。
- ・ 撮影を行うにあたり、写真の二次利用を想定し、撮影を行う者から撮影・肖像権の使用に対する同意を得ること。

#### コ その他

- ・ 雇用者及び使用者として労働関係法令を遵守すること。
- ・ 本業務の実施に必要な各種法令等に基づいた許認可等の手続きについては、原則、受託者が代行して行うものとし、必要な手数料等の経費は委託料に含むものとする。
- ・ 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県のYouTube アカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者で

の二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。

- ・ 第三者が権利を有する著作権等を使用する場合には、厳重な注意を払うとともに、当該著作権等の使用に関しての費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。
- ・ 本委託業務の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、すべて委託料に含むものとする。
- ・ 委託料は業務完了後の完了払いとする。
- ・ 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。
- ・ 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- ・ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- ・ 上記の仕様に限らず、より良い提案を行い本業務を履行すること。

## 6 委託期間

契約日から令和9年2月19日まで

## 7 費用の上限額

本業務の費用の上限額は9,456,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

## 8 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

打合せ記録は、受託者において作成するものとし、作成後は委託者にメール等で送付し、確認を得ること。

## 9 業務完了報告

- (1) 委託業務完了報告書（任意様式）
- (2) 講習会の実施報告
- (3) 本業務で制作した制作物一式（CD-R等の磁器媒体によるデータで納品すること）

## 10 成果品の提出先

成果品については、以下に提出する。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階  
長野県建設部建築住宅課